

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月二十二日

広島県人事委員会

委員長 加藤

誠

広島県人事委員会規則第四号

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当の支給に関する規則（昭和二十九年広島県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表第一のイの表第五号区分の項第四号及び第五号中「除く。」の下に「又は三級であつたものうち人事委員会の定めるもの」を加え、同表第六号区分の項第四号中「ものうち人事委員会の定めるもの」を「もの（第五号区分の項第四号に掲げる者を除く。）」に改め、同項第五号中「ものうち人事委員会の定めるもの」を「もの（第五号区分の項第五号に掲げる者を除く。）」に改め、同表第七号区分の項第四号中「三級であつたもの（第六号区分の項第四号に掲げる者を除く。）」又は「を削り、同項第五号中「三級であつたもの（第六号区分の項第五号に掲げる者を除く。）」又は「を削る。」

別表第一のロの表第五号区分の項第四号及び第五号中「除く。」の下に「又は三級であつたものうち人事委員会の定めるもの」を加え、同表第六号区分の項第四号中「あつたもの」の下に「（第五号区分の項第四号に掲げる者を除く。）又は特二級若しくは二級であつたもの」を加え、同項第五号中「あつたもの」の下に「（第五号区分の項第五号に掲げる者を除く。）又は特二級若しくは二級であつたもの」を加え、同表第七号区分の項第四号中「三級であつたもの（第六号区分の項第四号に掲げる者を除く。）又は「を削り、「若しくは」を「又は」に改め、「二級であつたもの」の下に「（第六号区分の項第五号及び」を加え、同項第五号中「三級であつたもの（第六号区分の項第五号に掲げる者を除く。）又は「を削り、「若しくは」を「又は」に改め、「二級であつたもの」の下に「（第六号区分の項第五号及び」を加え、同表第八号区分の項第四号中「あつたもの（」の下に「第六号区分の項第四号及び」を加え、同項第五号中「あつたもの（」の下に「第六号区分の項第五号及び」を加える。

別表第一のハの表第五号区分の項第三号及び第四号中「除く。」の下に「又は三級であつたものうち人事委員会の定めるもの」を加え、同表第六号区分の項第三号中「あつたもの」の下に「（第五号区分の項第三号に掲げる者を除く。）又は特二級若しくは二級であつたもの」を加え、同項第四号中「あつたもの」の下に「（第五号区分の項第四号に掲げる者を除く。）又は特二級若しくは二級であつたもの」を加え、同表第七号区分の項第三号中「三級であつたもの（第六号区分の項第三号に掲げる者を除く。）又は「を削り、「若しくは」を「又は」に改め、「二級であつたもの」の下に「（第六号区分の項第三号に掲げる者を除く。）」を加え、同項第四号中「三級であつたもの（第六号区分の項第四号に掲げる者を除く。）又は「を削り、「若しくは」を「又は」に改め、「二級であつたもの」の下に「（

第六号区分の項第四号に掲げる者を除く。）」を加え、同表第八号区分の項第三号中「あつたもの（」の下に「第六号区分の項第三号及び」を加え、同項第四号中「あつたもの（」の下に「第六号区分の項第四号及び」を加える。

附 則

この人事委員会規則は、平成二十九年四月一日から施行する。